

第3部

計画の基本方針

- 1 基本目標
- 2 施策の基本的方向
- 3 施策の体系



第3部 計画の基本方針

1 基本目標

子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在であり、次代を担う社会の宝です。子育て支援条例の基本理念を、全ての県民が共有し、県を挙げて子ども・子育て支援に取り組めるよう目標を設けることとします。

県民が安心して子どもを生み、育てることができ、
子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現

2 施策の基本的方向

基本目標を実現するため、次の8つの施策の基本的方向に基づき取り組めます。

- I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成
- II 結婚の希望をかなえるための取組
- III 母子保健医療体制の充実
- IV 地域における子ども・子育ての支援
- V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備
- VI 安全・安心な生活環境の整備
- VII 仕事と家庭との両立の支援
- VIII 困難を有する子どもや家庭等への支援

③ 施策の体系

基本目標	県民が安心して子どもを生み、育てることができ、 子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現
------	--

基本的方向	取組の方向
-------	-------

I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成

- 1 社会全体の気運の醸成

II 結婚の希望をかなえるための取組

- 1 地域全体で結婚を応援する気運の醸成
- 2 出会いを応援する施策の充実
- 3 若者の就労支援等

III 母子保健医療体制の充実

- 1 妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実
- 2 学童期・思春期からの保健対策の推進
- 3 健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化

IV 地域における子ども・子育ての支援

- 1 教育・保育等の提供計画等の策定
- 2 教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援

V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備

- 1 次代の親の育成
- 2 学校等における教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 児童の健全な育成

Ⅵ 安全・安心な生活環境の整備

- 1 子どもの安全対策の推進
- 2 子育て等を支援する生活環境の整備

Ⅶ 仕事と家庭との両立の支援

- 1 働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立のための環境整備

Ⅷ 困難を有する子どもや家庭等への支援

Ⅷ-1 援護を必要とする子ども等への支援

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 社会的養育体制の充実
- 3 障害児施策の充実

Ⅷ-2 子育て家庭等の生活の安定と自立への支援

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 子どもの貧困対策の推進

この計画が7つの計画の性格を併せ持つことや、ⅠからⅧまでの施策の基本的方向において重複する施策があることから、施策の体系に従って示す「第4部 施策の展開」の主な取組については、再掲されている取組があります。